

相続税がかかる財産の明細書

(土地・家屋等用)

被相続人の氏名

この明細書は、相続税がかかる財産(相続時精算課税適用財産を除きます。)のうち、土地(土地の上に存する権利を含みます。)又は家屋等の明細を記入します。

財産の明細							分割が確定した財産	
項番	細目		所在場所 上段：(左)都道府県、(右)市区町村 中段：大字・丁目 下段：地番又は家屋番号	面積(㎡)	単価(円)又は倍数		財産を取得した人の番号	取得財産の価額(円)
	利用区分	国外		固定資産税評価額(円)	持分割合			
特例	備考	価額(円)						
						/		
						/		
						/		
						/		
						/		
						/		
						/		

第11表の付表1 (令和6年1月分以降用)

書 き か た 等

《記入に当たっての留意事項》

相続や遺贈によって取得した財産（相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産を含みます。）が土地（土地の上に存する権利を含みます。以下同じです。）及び家屋等以外の財産である場合には、その財産の種類に応じて第 11 表の付表 2 から付表 4 を使用し、相続時精算課税適用財産の明細については、この明細書によらず、第 11 の 2 表に記入してください。

《書きかた》

1 「細目」及び「利用区分」欄

下記「取得した財産の細目、利用区分の記載要領」により、取得した土地又は家屋等の細目及び利用区分を記入してください。

2 「国外」欄

取得した土地又は家屋等の所在場所が国外である場合には、「1」を記入してください。

3 「特例」欄

取得した土地又は家屋等について次に掲げる特例を適用する場合には、適用する特例に応じて、該当する番号を記入してください。

番 号	特 例
1	租税特別措置法第 69 条の 4 （（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例））
2	租税特別措置法第 69 条の 5 （（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例））
3	租税特別措置法第 69 条の 6 （（特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例））
4	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第 6 条 （（相続税又は贈与税の計算））
5	租税特別措置法第 70 条の 5 （（農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例））
6	租税特別措置法第 70 条の 6 の 9 （（個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例））

4 「持分割合」欄

取得した土地又は家屋等について、被相続人が有していた持分割合を記入してください（被相続人が単独所有していた土地又は家屋等については、この欄への記入の必要はありません。）。

5 「財産を取得した人の番号」欄

財産を取得した人に対応する第 11 表 1 の「財産取得者の一覧」の「項番」欄の番号を記入してください。

6 第 15 表への転記

「財産の明細」の「細目」ごとに、財産を取得した人ごとの「取得財産の価額」欄を合計し、その合計額を第 15 表の該当欄に転記してください。「財産の明細」に記入した財産のうち未分割のものがある場合には、その未分割である財産を各相続人が相続分（寄与分を除きます。）に応じて取得するとした場合に計算される金額も併せて第 15 表の該当欄に転記してください。

なお、細目ごとの第 15 表の該当欄は、下記「取得した財産の細目、利用区分の記載要領」の「第 15 表の該当欄」とおりです。

《取得した財産の細目、利用区分の記載要領》

種 類	細 目	利 用 区 分	第 15 表の 該 当 欄
土 地	田	自用地、貸付地、賃借権（耕作権）、永小作権の別	①
	畑		②
	宅 地	自用地（事業用、居住用、その他）、貸宅地、貸家建付地、借地権（事業用、居住用、その他）、配偶者居住権に基づく敷地利用権 ^{（注 1）} （事業用、居住用、その他）、配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地（事業用、居住用、貸付用、その他）などの別	③
	山 林	普通山林、保安林の別（これらの山林の地上権又は賃借権であるときは、その旨）	④
	そ の 他 の 土 地	原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別（これらの土地の地上権、賃借権、温泉権又は引湯権であるときは、その旨）	⑤
家 屋 等		家屋については自用家屋、貸家、配偶者居住権の目的となっている建物（自用、貸付用）の別、その構造と用途、構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別、配偶者居住権 ^{（注 2）} などの家屋の上に存する権利についてはその名称	⑩

（注） 1 「配偶者居住権に基づく敷地利用権」の価額を第 15 表へ転記する際には、第 15 表の③欄のほか、⑦欄へも転記してください。

2 「配偶者居住権」の価額を第 15 表へ転記する際には、第 15 表の⑩欄のほか、⑪欄へも転記してください。